

南区役所における広告付番号案内表示システム設置事業企画競争実施公告

次のとおり企画競争を行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 4年 1月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 業務の概要

- (1) 業務名 南区役所における広告付番号案内表示システム設置事業
- (2) 業務内容 別紙「南区役所における広告付番号案内表示システム設置事業仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 5年 3月31日まで
※公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提に、4年を限度（最大令和 9年 3月31日まで）に、1年を単位として設置期間を延長（契約を更新）することができる。ただし、行政財産目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失う。

2 参加資格

次の各項目を全て満たす方

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 中小企業協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本企画提案に参加しようとする者でないこと。
- (6) 本企画競争の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあたっては、本企画競争の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (7) 名古屋市広告掲載基準第 2に該当する業種又は事業者でないこと。
- (8) 本企画競争の公告の日から契約候補者事業者選定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 令和 3年度及び令和 4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分が「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有するものと認定されたもの。
- (10) 名古屋市内に、本店、支店、又は、営業所等を有するものであること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒457-8508 名古屋市南区前浜通3-10

名古屋市南区役所企画経理室

（南区役所庁舎 3階）

電話：052-823-9441 FAX：052-811-6360

メールアドレス：a8239440@minami.city.nagoya.lg.jp

(2) 案内書及び様式の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードする。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/minami/page/0000148690.html>

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和 4年 2月14日（月）午後 5時15分

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

11部（正本 1部、副本10部）

エ 提出方法

持参もしくは郵送による

(4) 現地確認

本企画競争募集に係る説明会は開催しないため、企画競争に参加を希望する場合は、必ず事前に現地を確認すること。

4 審査の手續及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等について、審査を実施する。企画提案書等の評価は、本市職員のうちから選任する委員によって構成される「南区役所における広告付番号案内表示システム設置事業者選定審査会」が行い、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手續を行う。

5 その他

(1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く）。

(4) その他詳細は、案内書による。